

平成30年度京都市保健所運営方針

平成30年7月

京都市保健所

運営方針の策定に当たって

京都市では、平成29年5月に、各区役所・支所の福祉部と保健部を統合し、市民にわかりやすい6つの分野別窓口に再編した「保健福祉センター」を設置した。

これにより、従来保健センターが果たしてきた各区・支所管内における地域保健推進の役割を保健福祉センターが担うこととなり、従来の機能の維持向上を図るとともに、保健福祉センター各分野の様々な取組を、地域力推進室との一層の連携の下、地域のまちづくりと一体となって進めることとしている。

こうした中、少子高齢化の更なる進展や人口の減少といった人口構造の変化に加え、単独世帯や共働き世帯の増加などの市民の生活スタイルの変化、さらには「民泊」等の新たな課題や健康危機事案への対応等、地域保健の役割はますます多様化しており、保健所及び保健所の支所としての保健福祉センターは、これまで以上に大きな役割を果たすことが求められている。

このため、次の4つの取組を柱として、医療、介護、福祉の関係機関や地域住民との協働により、市民の多様なニーズに対応したきめ細かな地域保健サービスの提供にしっかりと取り組んでいく。

- ① 医療衛生施策の推進
- ② 「健康長寿のまち・京都」の実現に向けた取組の推進
- ③ 母子保健の推進
- ④ 精神保健福祉施策の推進・難病患者への支援

さらには、保健福祉センターとして、複合課題を抱える世帯等に対し、各分野が一体となった総合的な支援の実施に取り組む。

1 医療衛生施策の推進

住宅宿泊事業法に基づく届出受付体制の維持や、「民泊」に対する通報等の受付・監視や違法・不適切な「民泊」に対する指導の強化、感染症や食中毒などの健康危機事案の拡大防止など、本市の医療衛生施策について、関連する部署と密な連携を図り、市民の安全・安心の確保に向けた取組を推進していく。

1 健康危機事案への対応

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、感染症の予防対策の企画、感染症患者等の搬送、消毒業務等、健康安全課と医療衛生センターが連携しながら感染症の拡大を防止に努める。また、食中毒事案についても、同様に連携して患者、施設等への調査及び措置を行う。

2 結核予防の推進

平成30年3月に作成した第三次京都市結核対策基本指針に沿って、結核の予防、積極的疫学調査と患者支援の実施、ハイリスク者対策を行い、指針を支える基礎となる取組として発生動向の評価分析等を引き続き行っていく。

また、平成30年4月に厚生労働省から発出された「高齢者における結核発病患者の早期発見対策について」の通知に基づき、高齢者を対象とした発病予防、患者の早期発見、普及啓発に係る事業を行う。

3 食品衛生に関する取組の推進

平成30年度食品衛生監視指導計画に基づき、食品等事業者に対する監視指導及び食品衛生思想の普及・啓発を行い、食品等の安全性及び安心な食生活の確保を図る。また、食品衛生法等に基づく飲食業等の営業許可手続きや市民の皆様からの相談・問合わせに対応する。

4 住宅宿泊事業の適正な運営の推進

市民と宿泊客の安全安心を確保し、周辺地域と調和した住宅宿泊事業の適正な運営を推進するため、住宅宿泊事業の届出の受理及びそれらの施設に対する監視指導等に関する事務を行う。

5 動物の愛護及び管理に関する取組の推進

京都動物愛護憲章に掲げる「人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会」の実現に向け、動物の愛護及び管理に関する法律、京都府動物の飼養管理と愛護に関する条例及び京都市動物との共生に向けたマナー等の条例に基づき動物の適正飼養、終生飼養の啓発、指導並びに犬及び猫の引取りに関する業務を行う。また、災害時におけるペットの避難対策に関する啓発業務を行う。

平成３０年度の主な関連施策・事業

○ 「民泊」対策事業（新規・継続）

新たに住宅宿泊事業法が施行される中，市民及び観光客の安全安心の確保と，地域住民の生活環境の保全のため，万全の届出受付体制を継続し，これまで取り組んできた「民泊」に対する通報等の受付・監視や違法・不適切な「民泊」に対する指導の更なる強化を図る。

《実施内容》

- ・ 違法「民泊」対策の強化（「民泊通報・相談窓口」の体制強化，違法な「民泊」施設の適正化指導の強化，「民泊」仲介ウェブサイトの監視強化）
- ・ 旅館業法の許可施設（簡易宿所）に対する監視指導の加速化
- ・ 住宅宿泊事業法に基づく届出受付体制の維持，整理
- ・ 「民泊」制度の周知

2 「健康長寿のまち・京都」の実現に向けた取組の推進

平成30年3月に策定した「健康長寿・笑顔のまち・京都推進プラン」をはじめ、「京都市口腔保健推進実施計画『歯ッピー・スマイル京都』」や「健康長寿のまち・京都食育推進プラン」等の各分野別計画に基づき、「健康長寿のまち・京都」の実現に向け、京都ならではの地域力・文化力の強みを生かした健康づくりを、あらゆる施策の融合や、「健康長寿のまち・京都市民会議」をはじめとした関係機関、さらには地域住民と一丸となって推進する。

また、保健福祉センターでは、子ども・障害・高齢などの各分野や地域力推進室と横断的に連携し、各種団体・関係機関、地域住民との協働より、地域における健康づくり事業の取組を通じて、区役所・支所の独自性を生かした、市民が地域で自主的に健康づくりに取り組むまちづくりを推進する。

1 地域における自主的な健康づくりの支援

全市の健康課題を踏まえて、地域診断等を行い、区・支所の健康課題に応じて、地域における健康づくり事業（アウトリーチ型）を実施する。

とりわけ、まちづくりの取組と一層の連携を図り、高齢者だけでなく若い世代も地域の活動を通じて人とのかかわるよう働きかけることで、ソーシャルキャピタルの醸成を図り、地域包括ケアの充実につなげる。

2 受動喫煙防止対策の推進

飲食店等、健康増進法の一部を改正する法律の規制対象となる施設に対して、受動喫煙防止対策の推進に係る啓発、改正健康増進法の内容の周知や各施設の受動喫煙防止対策の実態調査を実施する。

また、受動喫煙による健康影響が大きい子どもや病気の人など特に配慮が必要な人への受動喫煙を防止するため、学校や病院をはじめ、多くの方が利用する施設や屋外でのポスター掲示、ビラ等の配布により、あらゆる場面において受動喫煙防止を呼び掛ける。

さらに、受動喫煙を含むたばこの健康被害についてわかりやすい啓発資材を作成し、母子保健事業や健診等の機会を捉え、配布する。

平成30年度の主な関連施策・事業

1 地域における健康づくり事業（充実）

健康づくりを通じて、市民の社会参加や市民同士のつながりを促進し、市民や民間団体等が周りの市民への働きかけ等を行うことにより、地域住民の主体的な健康づくり活動を支援する。（主なテーマ：栄養・食生活、身体活動・運動、こころの健康、歯と口の健康、禁煙、飲酒、思春期など）

2 健康長寿のまち・京都推進プロジェクト（新規・継続）

平成30年3月に策定した「健康長寿・笑顔のまち・京都推進プラン」や、これまでの取組成果等を踏まえ、平成30年度は、市域での自主的・主体的な健康寿命の延伸に向けた健康づくり活動の奨励、普及、推進を図るため、また、継続的な活動につなげていくため、新たに、健康づくり推進者表彰制度「健康長寿のまち・京都いきいきアワード」を創設する。

3 京都市後期高齢者歯科健康診査（75歳お口の健診）事業（新規）

オーラルフレイル（口腔機能の虚弱）の早期発見等を図り、オーラルフレイル対策や誤嚥性肺炎予防などにつなげることを目的として、市内在住の満75歳の方を対象に、一般社団法人京都府歯科医師会と連携し、実施医療機関において、次の取組を行うことにより、健康増進や介護予防を推進する。

- ① 口腔機能評価を含む歯科健康診査
- ② オーラルフレイル対策等につながる保健指導
- ③ 地域介護予防推進センター、地域包括支援センターの介護予防事業等（口腔機能向上教室等）の介護予防等に関する情報提供

3 母子保健の推進

母子保健の最大の強みは、妊娠前から始まり、妊娠期、出産前後、育児期に応じた体系的なサービスを、母子保健の特色である、すべての母子を対象とすることを前提としたポピュレーションアプローチの考え方に基づき展開していることである。

そのうえで、母子の心身の状況について、保健医療的立場から専門的・継続的な把握に努めるとともに、その情報を基にアセスメントを行い、将来起こりうる状況を予測し、現在、必要な支援につなぐ予防的な切れ目のない支援が求められている。

子どもはぐくみ室は、このポピュレーションアプローチを活かし、母子保健法が定める「子育て世代包括支援センター」として妊産婦や乳幼児・学童等の状況を継続的かつ包括的に把握し、地域の関係機関と連携しながらきめ細やかな子育て支援を提供する役割が求められる。また、保健と福祉が融合したメリットを最大限に活かし、母子保健法の対象年齢だけでなく、児童福祉法も含めた18歳までの子どものいる家庭まで、切れ目のない支援を実施することが重要である。

児童虐待の未然防止の観点では、すべての母子を対象とするポピュレーションアプローチの下、母子保健事業を通じて母子の心身及び社会的なリスクを把握でき、すべての妊婦や子育て家庭にアプローチが可能であることから、虐待未然防止や早期発見の効果を期待されている。そのためには、母子保健事業の本来の目的である、すべての母子の健全育成を図るという基本に立ち戻り、支援を実施することが重要である。

これらの支援については、地区活動を原点としたものであり、地区活動から把握した健康課題については、地域全体の課題として捉え、地区診断を実施し、地域の母子保健の水準が向上していくよう、PDCAサイクルに基づいた母子保健事業・施策を展開していくことが重要である。また、健康課題を解決する手法として、訪問指導、健康相談、健康教育及び地区組織等の育成等を通じて積極的に地域にアウトリーチし、地域が主体的かつ継続的な健康づくりを推進することできるよう支援することが必要である。

母子保健事業・施策の実施に当たっては、特に、次のことに留意して、ポピュレーションアプローチの強みを生かし、支援が利用者の目線からみて切れ目なく一貫性のあるものとして提供されるよう努める。

1 妊産婦及び乳幼児等の実情の把握

母子健康手帳の交付や乳幼児健康診査等、保健師等による子どもはぐくみ室での面談や家庭訪問、関係機関からの情報収集等を通じて、妊産婦や乳幼児等の実情を継続的に把握する。収集した情報は、個別の妊産婦及び乳幼児ごとに記録するとともに、母子保健カードやはぐくみ支援記録票を整備し、適切に管理する。

2 適切な相談支援・保健指導の実施

子どもはぐくみ室に寄せられた相談内容や情報提供の状況を適時共有し、支援の必要性の判断や関係機関との連絡調整を行うことが求められており、母子健康手帳交付時や乳幼児健康診査等で把握した、妊産婦や保護者の妊娠・出産・子育てに関する各種の相

談、個別の疑問や不安に対し、できる限り丁寧に対応し、対象者にとって必要な情報提供や助言、保健指導等を行うとともに、必要な施策・事業へのつながりは無論のこと、助言や保健指導等の実施に当たっては、対象者の課題や状態に応じた適切な相談支援、また適切な表現・コミュニケーション方法によって行う。

3 支援方針（支援計画）の策定

妊産婦や乳幼児等の課題や支援ニーズに的確に対応するために、特に個別の継続的なより手厚い相談支援、関係者の調整等が必要と判断される妊産婦や乳幼児、保護者や家庭等への支援に当たっては、必要に応じて支援方針（支援計画）を策定する。

4 関係機関との連携

利用者目線に立って、支援の継続性と整合性が確保できるよう、保健医療又は児童福祉等の関係機関等と十分な連絡調整を行う。子どもはぐくみ室が所管する施策・事業等を通じ、管内の子育て支援ニーズを的確に把握し、これらの関係協力機関との信頼関係の構築に努め、子育てを支え合う地域のネットワークの充実強化を図る。

平成30年度の主な関連施策・事業

○ 子ども、若者に係る総合的な計画の策定に係る新たな審議会の運営及び市民ニーズ調査・意識調査の実施等（新規）

本市母子保健計画については、本市の子育て支援施策の総合計画である「京都市未来こどもはぐくみプラン」（平成26年度に策定）に盛り込み、策定している。

同プランについては、子ども若者はぐくみ局の創設に伴い、妊娠前から妊娠出産までの方とその家庭、乳幼児から若者までとその家庭を対象とした「切れ目ない支援」を実現するため、「京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画」及び「はばたけ未来へ！京都市ユースアクションプラン」の2つの計画と一体化し、平成32年度（2020年度）を始期とする「子ども、若者に係る総合的な計画（以下「新計画」という。）」を新たに策定することとしている。

新計画策定に当たり、平成30年度は、子ども・若者支援施策等の方向性を検討する基礎資料とするため、市民ニーズ調査・意識調査を実施するとともに、新たな審議会として立ち上げた「京都市はぐくみ推進審議会」において、市民ニーズ調査・意識調査の結果も踏まえ、新計画について調査・審議を行う。

4 精神保健福祉施策の推進・難病患者への支援

平成30年3月に「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（京都市障害者施策推進計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画）」を策定し、障害のある人もない人も、すべての人が違いを認め合い、支え合うまちづくりを推進することを基本方針に、障害のある人が生きがいや働きがいを持って、地域で自立して安心して生活できる共生社会の実現に向けて取り組む。

障害保健福祉課では、3障害（身体・知的・精神）及び難病にかかる相談窓口として、保健と福祉の両面から広い視点での相談援助活動に取り組む。また、さらに重複障害のある方等の援助対象者のニーズに応じて、障害福祉ケースワーカーと保健師が密に連携協力を図り、適切かつ細やかな対応に努める。

1 精神保健福祉施策の推進

精神保健福祉対策については、精神疾患のある方が地域で安心して生活していくための相談指導や支援等を実施するとともに、市民のこころの病に対する理解の促進と正しい知識の普及啓発活動を推進するなど、精神障害者をはじめとする市民の精神保健の向上に取り組んでいく。

2 自殺対策

自殺対策については、自殺対策基本法及び「きょう いのち ほっとプラン（京都市自殺総合対策推進計画〔改定〕）」に基づき、「市民の誰もが自殺に追い込まれることがない社会の実現」を目指し、取組を進めている。平成29年度から、障害保健福祉課を自殺対策の身近な相談窓口として位置づけており、各制度所管課・関係機関等との連携を強化し、総合的な相談支援体制の整備及び自殺対策の普及啓発等に取り組んでいく。

3 難病患者への支援

難病患者への支援については、指定難病であるかどうかにかかわらず、在宅で療養している難病患者やその家族の精神的負担軽減を図り、療養上の不安の解消や生活の質の向上に資するため、窓口相談や訪問相談等に取り組んでいく。また、人工呼吸器装着者等の医療依存度の高い方を対象に、災害・緊急時の停電時支援のため、個別の避難マニュアルの作成支援や安否確認者リストの整備を進める。

平成30年度の主な関連施策・事業

1 依存症対策事業の充実（新規・継続）

依存症の中でも専門医療機関や相談機関の少ない薬物とギャンブルの依存症に対しての相談窓口を開設するとともに、薬物の依存症に対して有効であるとされている認知行動療法を用いた治療・回復プログラムを実施し、再発予防を図る。また、アルコールを含めた依存症について、京都府と協同で依存症専門医療機関の選定を行い、地域における医療体制整備を行う。

《実施内容》

- 薬物依存症・ギャンブル等依存症外来（専門相談）の新設
- 薬物依存症再発予防プログラムの充実
- 依存症専門医療機関の選定

2 難病対策総合推進事業（新規）

平成30年度から「難病の患者に対する医療等に関する法律」に規定される医療費助成等の事務が道府県から指定都市に移管されることを契機に、これまで京都府が運営してきた「難病相談支援センター」について、府市協調による共同設置とし、これまでセンターが培ってきたノウハウに、京都市の強みである障害福祉を融合することで、よりきめ細やかな支援を実施する。

5 保健福祉センターが一体となった総合的な支援の実施

虐待、ひきこもり、生活困窮、制度のはざま等の複合課題を抱える世帯を支援するため、保健福祉センターの各分野における専門的な支援や地域団体による支援が、世帯の状況に応じて適切に組み合わせられ、一体的に実施されるよう、統括保健師を中心として、庁内や地域団体との情報共有、連携強化に取り組む。

1 複合する支援課題への対応（統括業務、地域あんしん支援員）

虐待、ひきこもり、生活困窮、制度のはざま等の複合する支援課題への対応統括として、保健福祉センター各課との連絡調整を行うとともに、地域の関係機関・団体等との連携体制を構築することにより、センターが一体となった支援を、地域ネットワークの中で、地域ぐるみで実施されるよう取り組む。

地域あんしん支援員設置事業について、統括保健師の統括（助言、指導等）の下、地域あんしん支援員と保健福祉センターの各法別ケースワーカーとの連携強化や各種会議の円滑な開催等により、制度のはざまにある状況や複合する支援課題を抱える方々への保健福祉センターが一体となった支援や、地域の関係機関・住民による見守りの活用等の一層の推進を図る。

いわゆるごみ屋敷対策については、地域力推進室をはじめとする関係各課、関係団体との連絡調整や必要な支援等を通じて、要支援者の不良な生活環境の解消に向け、区・支所が一体となって取り組む。

2 保健師等専門職の統括（統括保健師、保健師連絡調整会議、人材育成、健康危機管理事案発生時の保健師等の活動、支援の連絡調整 等）

子どもはぐくみ室、障害保健福祉課、健康長寿推進課、医療衛生コーナーの分野別に配置された保健師等の専門職が、組織横断的に連携し、センターが一体となった総合的な支援が実施できるよう、統括保健師は、各分野を横断的につなぎ、統括するとともに、大規模災害発生時等の保健師等の活動や支援の連絡調整、さらには、各分野の保健師等専門職への助言、指導、人材育成等を行う。

<参考 1> 保健所関連業務の主要施策について

保健所業務と密接に関係する各整備事業の主要施策について、次のとおり推進します。

1 中央斎場火葬炉改修（人体炉及び動物炉）

市内唯一の火葬場である中央斎場の人体炉及び動物炉について、大規模改修を行う。

2 樹木型納骨施設使用者募集等

深草墓園で整備中の樹木型納骨施設における円滑な使用者の募集のため、市民周知用リーフレットの作成や募集受付の委託等を実施する。

3 深草墓園における礼拝施設整備事業

深草墓園において、宗教・宗派を問わず、御遺族が厳粛に納骨できるよう、新たに礼拝施設を整備する。平成30年度は、実施設計を行う。

4 衛生環境研究所と京都府保健環境研究所の共同化による整備事業

衛生環境研究所と京都府保健環境研究所に関して、効果的・効率的な運用が図れるよう両研究所を共同整備する（平成31年度竣工予定）。

<参考 2> 平成30年度京都市保健所組織について

